

三重県立こころの医療センター広報紙「こころこころ」 制作業務企画提案コンペ参加仕様書

1 企画提案コンペの目的

当センターでは、年間3回、広報紙「こころこころ」を発行しており、広報紙制作業務における業者選定については、価格の評価だけでなく、デザイン性、訴求性を評価する必要がある。そのため、事業者選定にあたっては企画提案コンペ方式を採用し、どのようなデザイン・編集を行うのかという総合的な選考により、この業務の遂行に最適な受託事業者を決定することとする。

2 業務の内容

(1) 業務名

平成30年度三重県立こころの医療センター広報紙「こころこころ」制作業務

(2) 業務の内容等

委託仕様書のとおり。

(3) 成果物納品場所

三重県津市城山1丁目12-1 三重県立こころの医療センター地域生活支援部地域連携グループ

(4) 委託契約期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

3 企画提案コンペ参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱（平成19年4月1日施行）により落札資格停止を受けている期間中でないこと、及び同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- (4) すべての三重県税並びに消費税及び地方消費税について未納のないものであること。

4 企画提案コンペ参加者に求められる義務

企画提案コンペに参加を希望する者は、次の(1)から(2)に示す証明書等を平成30年3月12日（月）13時までに6の(1)の場所に提出しなければなりません。また、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

なお、企画提案コンペ参加資格確認審査の結果については、平成30年3月15日（木）17時までに通知します。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

(2) 次に掲げるいずれかの書類

ア 法人にあつては、「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、又は「代表者事項証明書」の写し

イ 個人にあつては、申請者の本籍地市区町村長発行の「身分証明書」及び東京法務局発行の「登記されていないことの証明書」の写し

※なお、「三重県建設工事入札参加資格者名簿登録者」、「三重県物件等電子調達システム利用登録者」又は「過去1年以内に上記書類を提出した者」で当該申請時における参加資格及び状況に変更のない方は(2)の書類の提出を免除しますので、その旨を証明することができるものを提出してください（入札参加資格確認結果通知書の写し等）。又は、申請書に登録番号を記載してください。

5 提出を求める見本紙について

上記4の企画提案コンペ参加資格確認申請後、三重県立こころの医療センター広報紙「こころこころ」制作業務委託選定委員会により、適正と認められた者は、下記に定める見本及び見積書等を平成30年3月23日（金）17時までに6(1)の場所に提出してください。

(1) 見本紙

- ① 別添「仕様書」に記載の仕様のとおり作成してください。

- ② 当センターが提示する原稿をもとに、デザイン等を行ってください。
※見本は、平成29年5月発行の「こころころころ vol148」の完成版及び原稿等を添付しています。
- ③ 紙面で使用する漢字は、常用漢字表を基準とし、中学生にとって難しい漢字、難解と思われる表現を目安に、ルビを振ったり、言い換えたりしてください。
- ④ユニバーサルデザインの視点から、多くの県民に分かりやすく、利用しやすいものにしてください。
- ⑤見本紙に掲載する写真については、必要に応じご用意ください。
- ⑥全体の中で紙面に余裕があり、かつ、親しみやすさ・分かりやすさ等の視点から必要に応じイラストを入れてください。

(2) 見積書

業務処理に要する見積額（総額）と1号当たりの単価、並びに業務内容ごとの内訳を明示してください。

(3) 実績等証明書

別添様式による。

6 企画提案コンペ手続に関する事項

(1) 担当部局

〒514-0818 三重県津市城山1丁目12-1

三重県立こころの医療センター 運営調整部総務課 浜田

電話 059-235-2125 FAX 059-235-2135

(2) 資格審査書類の提出期限及び場所

ア 日時 平成30年3月12日（月）13時まで

イ 場所 (1)の場所

ウ 部数 1部

(3) 見本・見積書の提出期限及び場所

ア 日時 平成30年3月23日（金）17時まで

イ 場所 (1)の場所

ウ 部数	見本	6部
	見積書・実績等証明書（代表者印を押印したもの）	1部
	見積書・実績等証明書（コピー）	6部

7 契約に関する事項

- ・ 契約事項を示す場所は、上記2（3）の場所とする。
- ・ 契約保証金は、見積金額の100分の10とする。
ただし、三重県病院事業庁会計規程第135条第4項各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- ・ 契約書は2通作成し、三重県及び受託者の双方各1通を保有する。なお、契約金額の表示は、消費税等を内書で記載するものとする。
- ・ 契約書の作成に要する経費は全て受託者の負担とする。変更契約についても同様とする。
- ・ 最優秀提案者決定から受託者決定までの間に三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱に基づく指名停止の措置を受けた者又はその者を含む共同体は、落札者とししない。
- ・ 監査及び検査は契約条項の定めるところにより行うものとする。
- ・ 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期は、契約した委託業務が完了し、検査に合格した後、適切な請求書を受理した日から30日以内に、指定された口座へ振り込むものとする。
- ・ 受託者は必要であれば、概算払いの請求を行うことができる。その際検査に合格した後、適切な請求書を受理した日から30日以内に、指定された口座へ振り込むものとする。

8 業務実施上の留意点

(1) 個人情報の保護

ア この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、「個人情報の取扱いに関する特記事項」（別記）を守らなければならない。

イ 三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条に、委託を受けた事務に従事している者、もしくは従事していた者等に対する罰則を規定しているため留意すること。

(2) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

本県は、受託事業者が三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

(3) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

ア 受託事業者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ・ 断固として不当介入を拒否すること。
- ・ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
- ・ 本県に報告すること。
- ・ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、本県と協議を行うこと。

イ 本県は、受託事業者が上記アの警察への通報又は発注所属への報告義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

9 その他

(1) 企画提案及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出された見本紙等は返還しません。

(3) 企画提案に必要な費用は、各提案者の負担とする。

(4) 本業務の仕様及び企画提案に関する疑義・確認等については、添付しました質疑応答票（第5号様式）により平成30年3月7日（水）13時まで、文章により行うものとする。

（※回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いします。

※軽微な質問については口頭でも受けませんが、金額等契約に関する事柄につきましては口頭ではお受けできません。）

(5) この契約の効果は、平成30年度予算の発効時に生じるものとします。

(6) その他必要な事項は、「三重県病院事業庁会計規程」に規定するところとする。